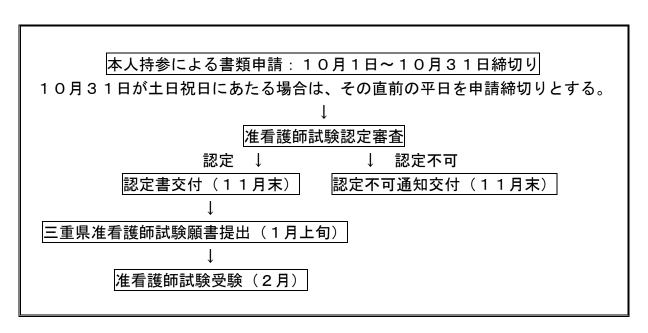
外国の看護師学校養成所を卒業した者、又は外国において看護師免許を取得した者の 三重県准看護師試験受験資格認定に関する要領

外国の看護師学校養成所を卒業した者、又は外国において看護師免許を取得した者が、日本で准看護師試験を受験するためには、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1項第3号に基づく厚生労働大臣の認定、又は同項第4号に基づく都道府県知事の認定が必要である。三重県准看護師試験受験資格認定の手続き及び審査方法は、次のとおりとする。



1 審查対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許 を受けた者で、三重県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとする者。

2 審查方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し、三重県准看護師試験受験資格認定を行う。

- (1) 外国における看護師学校養成所の修業年限
 - ア 外国看護師学校養成所の入学資格 中学校卒業以上 (修業年限9年以上)、又は同等と認められる者
 - イ 外国看護師学校養成所の修業年限 2年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限 11年以上、又は同等と認められる者

(2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指 定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する基礎分野、専門基 礎分野、専門分野の時間数を概ね満たすこと。

(3) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

- (4) 外国看護師学校養成所の要件 当該国又は、州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であ ること。
- (5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無 原則として取得していること。
- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度 国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。
- (7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力検定1級を含む。)の認定を受けていること。

4 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を三重県医療保健部医療人材課へ提出すること。

申請書類の受理は申請者本人と対面で行うことから事前予約が必要である。 ※郵送または代理による申請は受理しない。

- (1) 三重県准看護師試験受験資格認定願(様式1)
- (2) 本人確認書類(次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ)
 - ①住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」(マイナンバー)が記載され ていないもの。)
 - ②在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)の写し
 - ③戸籍抄本または戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。) ※申請前6ヶ月以内に発行されたものに限る。
 - ④旅券の写し(外国籍の者に限る。)

(3) 医師の診断書(様式2)

※日本の医師資格を有する者により、申請前1ヶ月以内に発行されたものに限る。

- (4) 外国で取得した有効な看護師免許証の写し
- (5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかに した書類(教育課程、シラバス等)

当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。 また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。

- (7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(様式3)履修科目は基礎分野、専門基礎分野、専門分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットその他の書類(卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等により正式に認可等された証明のあるものに限る。)
- (9)日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、「日本語能力試験 N1認定書」又は「日本語能力試験N1認定結果及び成績に関する証明書」
- (10) (1)から(9)までの他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類
 - ①外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - ②卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(様式4) ※卒業当時の状況を記載し、「年月日時点」の日付もその当時のものであること。
 - ③看護師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋 法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許 証の付与(更新)、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、 国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成所の規定・基準、養成機関の入 学資格、その他必要事項について記載されていること。
- (11) 准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト

5 認定審査結果の通知

審査結果については、認定書若しくは、認定不可通知書を11月末に交付する。 なお、認定不可の場合は、認定不可の理由を説明のうえ、手渡しにて交付する。

[作成上の注意]

- 1 提出書類の部数は1部。
- 2 (1)、(3)、(7)、及び(10)の②は、所定の様式によること。
- 3 添付書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 4 (4)~(6)、(8)及び(10)の①、③については、公的な機関(当該国の大 使館、領事館、外務省等)において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実 である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。注意:当該国の大使館、 領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。
- 5 (4)、(5) 及び(9) の書類については、各原本を持参すること。(原本は照 合後に返還する。)

[申請時の注意]

- 1 10月1日から10月31日までの期間に申請を受け付ける。ただし、10月3 1日が土日祝日にあたる場合は、その直前の平日を申請締切りとする。
- 2 書類申請の際は、必ず事前予約を行うこと。予約をせず来庁した場合、対応できないので注意すること。申請締切りに間に合わないことがないよう、早めに予約すること。
- 3 認定申請(書類提出)日時の予約、認定申請は必ず申請者本人が行うこと。郵送 及び代理による申請は受理しない。
- 4 書類に不備があった場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。遠方から 来る際には日程に余裕を持つこと。

なお、申請前にはチェックリストを用い、自身で書類がそろっていることを確認 すること。

5 申請書類以外に写真付きの身分証明書を持参すること。

附則 この要領は、平成29年9月21日から適用する。

附則 この要領は、平成30年9月5日から適用する。

附則 この要領は、令和2年6月23日から適用する。

附則 この要領は、令和3年3月11日から適用する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から適用する。